

「消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画（案）」に関する意見募集の結果
（※平成 22 年 10 月 29 日報道発表資料より消費者物価指数に関する意見に関する部分のみ抜粋）

はじめに

総務省では、本年 7 月 10 日から 8 月 9 日までの間に「消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画（案）」（以下「計画（案）」といいます。）について意見を募集したところ、大学等関係者、エコノミスト、政府機関等の方々から多くの有益な意見を頂きました。これらの意見を踏まえ、平成 22 年末を目途に改定計画を取りまとめる予定です。御多用中にもかかわらず意見を提出していただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

以下では提出された意見の概要を紹介するとともに、意見に対する当省の考え方を説明いたします（敬称略、複数の場合 50 音順）。

1 計画（案）について

（1） 指数基準時等の改定

意見の提出はありませんでしたので、計画（案）のとおり実施します。

（2） 消費者物価指数品目の改定

意見の提出はありませんでしたので、計画（案）のとおり実施します。

（3） ウエイトの参照年次の改定

＜意見の概要＞

- 2010 年の家計調査データは、政府の施策の影響（政府の買換え支援策の対象となった自動車やテレビなど）を大きく受けることになるが、こうした基準年の消費バスケツトの特異性の影響についての考えを聞きたい。また、一部の品目（生鮮食品等）と同様に、2009 年の家計支出の情報も用いることによって、こうした影響を減じることができないか。（日本銀行調査統計局）

＜総務省の考え方＞

指数の基準時及びウエイト時の更新についての基準は、指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号）において、ウエイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウエイトにより算出することが原則として定められています。

ただし、御指摘のとおり、基準年の家計の消費支出は、政府の施策により消費支出が一時的に著しく増減する財・サービスが出現するなどの特異的な影響を受ける場合もあることから、そのような影響等について必要に応じて分析していきたいと考えています。

(4) モデル式により作成する品目の計算方法の見直し

<意見の概要>

- 航空運賃については、調査対象を現行の 19 路線から上位 10 路線に絞り込む予定であるが、指数が実勢対比弱めに出ないか、慎重な検討が望まれる。(日本銀行調査統計局)
- 高速自動車国道料金については、今次基準改定で E T C 割引の反映方法等について見直すことが望ましい。(日本銀行調査統計局)
- 携帯電話通信料については、最安価格のみならず、最も利用回線数が多い料金プランである代表価格を取り込むことが望ましい。(日本銀行調査統計局)
- 携帯電話通信料について、「複数年契約を前提とする基本使用料割引サービス等」については、加入に制約条件があるものの、例外的に最安価格の選定に用いる」とあるが、「基本使用料割引サービス等」について、もう少し明確な内容を提示してほしい。(みずほ証券株式会社チーフマーケットエコノミスト・上野 泰也)

<総務省の考え方>

より詳細な内容については、提出された意見を踏まえて、更に適切な算式となるよう検討してまいります。

また、料金制度や価格体系が多様化している一部の品目において、実態をより反映できるように、典型的な利用事例をモデルケースとすることなどにより設定した計算式(モデル式)を作成する品目の範囲(追加品目を含む。)等については、意見はありませんでしたので、計画(案)のとおり実施します。

なお、モデル式の作成に用いている各種の情報についても可能な限り公表を進めておりますが、非公開を前提に企業等から資料の提供を受けている場合があることなどから、すべての情報を公開することはできないことを御理解願います。

(5) 民営家賃指数作成方法の改定

<意見の概要>

- 四半期別 GDP 速報(QE)における持ち家の帰属家賃及び住宅賃貸料の推計は、床面積及び家賃単価ともに構造別(木造・非木造)に推計する必要があることから、木造・非木造の2区分の品目で公表してほしい。(内閣府経済社会総合研究所)
- 消費者物価指数の民営家賃と持家の帰属家賃は、木造・非木造の別及び床面積のみの構成比の違いで推計しているが、住宅・土地統計調査の住宅の品質に関する情報を用いて、建物の品質変化について、指数に反映することを検討してほしい。(内閣府経済社会総合研究所)
- 民営家賃指数作成における転出時の保合処理の導入は、その時点で実在しない価格をデータとして使用することになり、事実に基づく算出にならないので、行うべきで

ない。もし、行うのであれば、少なくとも保合処理を行わなかった場合の指数も併せて公表してほしい。(匿名)

<総務省の考え方>

SNAの利用状況を踏まえて、民営家賃及び持家の帰属家賃について、木造・非木造別の指数の提供の仕方を更に検討してまいります。

また、転出世帯の保合処理については、家賃指数の安定化・適正化を図るために講ずる指数加工上の措置であることを御理解願います。

なお、民営家賃指数の作成方法の改善については、提出された意見を踏まえて、今後の課題として検討していきたいと考えています。

(6) 品質調整

<意見の概要>

- 家庭用耐久財については、現行のオーバーラップ法を見直し、POS情報の価格、販売数量データを基に、調査対象の銘柄変更を適切なタイミングで実施することが望まれる。その際、POS情報を用いた毎月連鎖指数（マッチド・モデルによる指数）で、当該の品目指数を作成する可能性も検討してほしい。(日本銀行調査統計局)
- パソコンのヘッドニック式については、今次基準改定に合わせて改善の余地がないか、検討が望ましい。また、CGPIより消費者物価指数の説明変数の方が少ないが、これにより、タイム・ダミーの推計値に影響を及ぼし、品目指数の下落率が大きくなっていないか、検討してほしい。(日本銀行調査統計局)

<総務省の考え方>

消費者物価指数は、同質の財・サービスの価格動向から作成されるべきものであるため、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要があります。品質調整については、提出された意見も踏まえて、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に最も適した手法を選択します。

(7) 公表系列及び分類項目の改定

<意見の概要>

- 現在ある指数のほかに、消費者の購入頻度により、通常何年かに1回しか購入しないものは除いた、毎月の買物に対応するような指数も算出し公表してほしい。(匿名)

<総務省の考え方>

現在、消費者物価指数では、日常生活における購入頻度の高いもの・低いものなど品目特性による物価変動の差をみるため、各品目を購入頻度や支出弾力性（生活必需品か

否か)の値の大きさに基づいて区分した品目特性別指数(品目の年間購入頻度階級別指数、基礎的・選択的支出項目別指数)を毎月公表しておりますが、平成22年基準においても引き続き公表します。

(8) 平成22年基準指数への切替え時期

意見の提出はありませんでしたので、計画(案)のとおり実施します。

2 関連統計について

(以下、略)